

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 役員等の選任に関する規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

平成 25 年 01 月 08 日 改正

平成 26 年 06 月 24 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）の役員（理事及び監事）及び会長、副会長、業務執行理事の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の母体別選任数)

第 2 条 定款第 24 条第 1 項第 1 号に定める理事 5 人以上 8 人以内は、正会員の団体会員及び有識者（正会員以外の者を含む。）の中から次の選任数に従い候補者を選出し、社員総会の決議によって選任する。

- (1) 大学等 3 人以上 4 人以内
- (2) NPO・企業・公益法人等 2 人以上 3 人以内
- (3) 有識者 1 人以内

(理事候補者の資格)

第 3 条 理事になれる者は、この法人の事務を善良なる管理者の注意をもって処理するとともに、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、この法人のために忠実にその職務を行うことができる者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 社団法人の運営に学識・経験を有する者
- (2) 産学官連携に学識・経験を有する者
- (3) 事務局長として団体運営の実務に学識・経験を有する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他前各号に準ずる者

(会長、副会長、業務執行理事の選定)

第 4 条 代表理事である会長、副会長及び業務執行理事は、定款第 25 条第 2 項の定めに基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(業務執行理事の所掌別選定数)

第 5 条 定款第 24 条第 3 項に定める業務執行理事については、所掌別に次のとおり選定する。

- (1) 総務担当理事 1 人
 - イ 組織、会議、事業計画、事業報告、法務、人事、給与、厚生、点検評価及び他に属さない業務を所掌する。
 - ロ 運営委員会を担当する。
- (2) 財務担当理事 1 人
 - イ 経理、会計、寄附、施設、設備、用度を所掌する。
- (3) 事業担当理事 3 人以内

- イ 教育学習事業、人材育成事業、地域発展事業を所掌する。
- ロ 学生組織、広報渉外、公募型事業の取組、助成、協賛支援を所掌する。
- ハ プロジェクト事業委員会、企画委員会を担当する。

(4) 業務担当理事 2人以内

- イ その他の事業（収益事業を含む。）を所掌する。
- ロ 施設等の管理運営に関わる委員会を担当する。

2 前各号に定めるもののほか、必要に応じて特定の業務を所掌する特命担当理事若干名を置くことができる。

（監事の選任条件）

第6条 定款第24条第1項第2号に定める監事2人以内の選任は、正会員の団体会員及び有識者（正会員以外の者を含む。）の中から監事の職務に学識・経験を有する者をもって候補者を選出し、社員総会の決議によって選任する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て社員総会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月15日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月24日から施行する。